

専第5号

損害賠償の額を定める件

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和7年11月4日

鹿児島県知事 塩田康一

次のとおり損害賠償の額を定める。

金 50,000円

相手方		事由
名称	住所	
株式会社KNC エンタープライズ	鹿児島市大黒町2番28－ 1階	鹿児島市大黒町の店舗における事故（物品 損傷）